

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

株式会社サンゲツ

財務経理部

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」についてのコメント

質問1～質問4

【意見】

この提案に同意しない。

【理由】

- ① 独立した第三者評価機関の評価に基づき、公正価値としての対価の実際の支払い込みを持って発行するもので報酬性はない。
- ② 公正価値発行であり、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」(改訂版)(平成28年5月20日公表)に「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とある。
- ③ 公正価値での発行であるため、付与対象者の税務について、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、給与所得ではないという扱いになっている。
- ④ 導入企業は一般的に持株会と同様の投資制度として活用しているとあり、発行目的は企業会計基準適用指針第17号に合致しており、導入会社の発行目的を無視している。
- ⑤ 公正価値での新株予約権への投資制度であるため、株価が下落する際など、当初取得時に払い込んだ投資元本が毀損する可能性があるのが有償新株予約権であり、そもそも損失が発生する報酬制度は存在しない。

以上